

先住権に関する連続オンライン講演会 #01

2022
10/29^土
13:00 ~ 14:30

国際人権法における先住民族の土地及び資源に対する権利

— 2つのアプローチの限界と可能性

先住民族は自らを国際法の被害者と位置づけてきた。先住民族の多くは植民地化や近代国家形成プロセスにおいて、先祖伝来の土地を剥奪され、大量殺戮や強制同化の対象となる等、抑圧・差別の歴史をもつが、先住民族をそのような惨状に陥れる理論的道具を提供したのは、近代国際法だったからである。しかし、現在、先住民族の中には、権利回復や権利主張をおこなう過程で、国際法の一分野である国際人権法の形成に参加する者も出てきている。先住民族が国際人権法の形成に参加した文書として、特に注目されるのが、2007年9月13日に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」(国連宣言)である。国連宣言は、土地及び資源に対する権利を規定しており、特に第28条1項は、例外的に遡及効をもつと解釈することが可能になっているため、一部の国家の反対を招いた。先住民族の土地及び資源に対する権利を保障する国際人権法は、国連宣言だけではない。先住民族に関する規定はないが、人権条約機関の実行の発展を通じて、先住民族の権利を保障するようになった米州人権条約や自由権規約等の既存の人権条約がある。もっとも、国連宣言と米州人権裁判所及び自由権規約の土地及び資源に対する権利へのアプローチは、必ずしも同じではない。本報告では、国際人権法における先住民族の土地及び資源に対する権利への2つのアプローチの存在を明らかにするとともに、それぞれの限界と可能性を示す。

講演者

小坂田裕子氏 中央大学法務研究科教授

神戸生まれ。京都大学法学部卒業。京都大学人間・環境学研究科にて修士(人間・環境学)を取得。オランダのユトレヒト大学法学研究科に平和中島財団の奨学生として留学し、LL.M.を取得。京都大学人間・環境学研究科にて博士(人間・環境学)を取得。日本学術振興会特別研究員、中京大学准教授、中京大学教授を経て、現在、中央大学法務研究科教授。2016年5月から2020年12月には、国際法協会(ILA)先住民族の権利の実施に関する国際委員会にて代理委員を務める。現在、国際人権法学会理事。専門は、国際人権法で、主に先住民族の権利、難民・庇護希望者の権利について研究を行っている。主要書籍として、単著『先住民族と国際法—剥奪の歴史から権利の承認へ』信山社(2017年)がある。また、主要論文として、"An examination of arguments over the Ainu Policy Promotion Act of Japan based on the UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples", The International Journal of Human Rights, Vol. 25, No. 6 (2021), pp. 1053-1069 (査読あり)等がある。



申込方法

申込フォーム(下記URL、または右下の二次元バーコード)より必要事項を記入の上、お申し込みください。後日、視聴用リンクをお送りします。

<https://forms.gle/iiK9dfEMwQ5B7YH4A>

開催方式

オンライン (Zoom ウェビナー)

参加費

無料

